

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	5
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	5
○道路の供用開始（2件）（ " ）	6
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	7
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（ " ）	8
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課）	8
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令	8
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令	9
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令	10
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○てながえび類の採捕の禁止についての指示	10
○内水面等におけるにほんうなぎの採捕に係る指示	10

-----  
規 則  
-----

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第6号**

**高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則**

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（平成元年

高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

**別表**（第3条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収額の基準月額	徴収額の基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯			2,200	220
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			4,500	450
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の年額が右の区分に該当するもの	市町村民税所得割の年額 3,000円以下 3,001円～ 5,800円 5,801円～ 8,700円 8,701円～ 13,000円 13,001円～ 17,400円 17,401円～ 22,400円 22,401円～ 28,200円 28,201円～ 58,400円 58,401円～ 75,000円 75,001円～ 96,600円 96,601円～ 121,800円 121,801円～ 175,500円 175,501円～ 221,100円 221,101円～ 380,800円 380,801円～ 549,000円 549,001円～ 579,000円 579,001円～ 700,900円 700,901円～ 849,000円 849,001円～ 1,041,000円 1,041,001円以上	D 1階層 D 2階層 D 3階層 D 4階層 D 5階層 D 6階層 D 7階層 D 8階層 D 9階層 D10階層 D11階層 D12階層 D13階層 D14階層 D15階層 D16階層 D17階層 D18階層 D19階層 D20階層	5,800 6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全額	580 690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

- 備考 1 この表において、「市町村民税均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「市町村民税所得割の年額」とは同項第2号に規定する所得割の年額（当該所得割の額を計算する場合にあつては、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。
- 2 市町村民税所得割の年額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の年額を算定するものとする。
- 3 この表において「全額」とは、療育の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）の当該療育の給付に要した費用について、知事の支弁すべき額又は当該費用の総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。
- 4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行うものとする。
- 5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額が判明しない場合は、判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額によるものとする。
- 6 同一世帯から2人以上の被措置者が同時に療育の給付を受ける場合においては、その月の徴収額が最も多額な被措置者以外の被措置者については、「徴収額の基準加算月額」欄の額により徴収額を算定するものとする。
- 7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額（D20階層に係るものを除く。）は、「徴収額の基準月額」欄又は「徴収額の基準加算月額」欄の額をその月の実日数で除して得た額にその月の療育の給付を受けた日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。
- 8 この表の規定により算定した額が療育の給付に要した費用の額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該費用の額とする。
- 9 備考8の規定による徴収額又はD20階層に係る徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別記様式を次のように改める。

**別記**  
**第1号様式**（第4条関係）

<p>費用徴収額決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p>高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。</p>			
療育の給付を受ける者の氏名		公費負担医療の受給者番号	
決定した徴収額	月額 円		
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

第2号様式（第4条関係）

費用徴収額変更通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。

療育の給付を受ける者の氏名		医療券等の交付年月日	年 月 日
変更後の徴収額	月額 円	変更後の額が適用される月	年 月から
変更前の徴収額	月額 円	変更理由	

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第7号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「及び特別法人事業税」を「、特別法人事業税、軽自動車税の環境性能割及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。））」に改める。

第29条第1項第6号中「又は特別法人事業税」を「、特別法人事業税、軽自動車税の環境性能割又は森林環境税」に改める。

別表第5中

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 一時保管金   | 受託徴収金   |  |
|         | 公売代金    |  |
|         | 差押債権受入金 |  |
|         | 差押現金    |  |
|         | 交付要求受入金 |  |
|         | 放置違反金   |  |
|         | 特別法人事業税 |  |
| その他の保管金 |         |  |

を

|       |         |  |
|-------|---------|--|
| 一時保管金 | 受託徴収金   |  |
|       | 公売代金    |  |
|       | 差押債権受入金 |  |
|       | 差押現金    |  |

|             |  |
|-------------|--|
| 交付要求受入金     |  |
| 放置違反金       |  |
| 特別法人事業税     |  |
| 軽自動車税の環境性能割 |  |
| 森林環境税       |  |
| その他の保管金     |  |

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**告 示**  
 -----

**高知県告示第111号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市室戸岬町字タヌキ山6983
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字タヌキ山6983（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第112号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡奈半利町字尾花甲3238の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字尾花甲3238の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第113号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡馬路村馬路字落合畝2218の11、2218の12、2224の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字落合畝2218の11・2218の12・2224の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 321号
- 3 道路の区域

| 区 間                                                  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 土佐清水市貝ノ川字<br>脇野山1896番1から<br>土佐清水市貝ノ川字<br>脇野山1896番4まで | 前      | 12.8<br>}       | 315           |
|                                                      | 後      | 51.2            |               |
| 土佐清水市貝ノ川字<br>脇野山1896番1から<br>土佐清水市貝ノ川字<br>脇野山1896番5まで | 前      | 19.7<br>}       | 315           |
|                                                      | 後      | 54.9            |               |

**高知県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

| 区 間       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------|--------|-----------------|---------------|
| 土佐清水市清水字呼 | 前      | 11.8<br>}       | 233           |

|                                       |   |           |     |
|---------------------------------------|---|-----------|-----|
| 礪山930番56から<br>土佐清水市清水字呼<br>礪山930番53まで |   | 22.5      |     |
|                                       | 後 | 19.6<br>} | 233 |
|                                       |   | 34.9      |     |

**高知県告示第116号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

| 区 間                                               | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 土佐清水市大津字コ<br>シダ2124番2から<br>土佐清水市大津字峯<br>ノ島2523番まで | 前      | 3.1<br>}        | 204           |
|                                                   | 後      | 5.9<br>}        | 204           |
|                                                   |        | 38.2            |               |

**高知県告示第117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間                                 | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|---------------------------------------------|---------------|-----------|
| 安芸郡安田町小川字ミヨジ<br>ングチ1242番1から<br>安芸郡安田町小川字カチバ | 128           | 令和6年3月11日 |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 16番21まで |  |  |
|---------|--|--|

**高知県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間                                       | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日  |
|---------------------------------------------------|---------------|----------|
| 四万十市竹屋敷字赤藪182<br>番1から<br>四万十市竹屋敷字桑ノ木屋<br>式180番1まで | 116           | 令和6年3月8日 |

高知県告示第119号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、令和6年3月9日から施行する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

|    |        |        |   |  |  |
|----|--------|--------|---|--|--|
| 「  | 物部     | 香美市    | 」 |  |  |
| 「  | 香北     | 」      | 」 |  |  |
| を  |        |        |   |  |  |
| 「  | 香北     | 香美市    | 」 |  |  |
| に、 |        |        |   |  |  |
| 「  | 赤岡     | 香南市    | 」 |  |  |
| 「  | 夜須     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 香我美    | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 久礼田    | 南国市    | 」 |  |  |
| 「  | 岡豊     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 南国中央   | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 大篠     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 日章     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 三和     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 長岡     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 十市     | 」      | 」 |  |  |
| 「  | れいほく   | 土佐郡土佐町 | 」 |  |  |
| 「  | 本山     | 長岡郡本山町 | 」 |  |  |
| 「  | 大杉出張所  | 大豊町    | 」 |  |  |
| 「  | 大田口支所  | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 大川     | 土佐郡大川村 | 」 |  |  |
| 「  | 春野     | 高知市    | 」 |  |  |
| を  |        |        |   |  |  |
| 「  | 岡豊出張所  | 南国市    | 」 |  |  |
| 「  | なんごく南支 | 」      | 」 |  |  |
| 「  | なんごく北  | 」      | 」 |  |  |
| 「  | 十市出張所  | 」      | 」 |  |  |
| 「  | れいほく支所 | 土佐郡土佐町 | 」 |  |  |
| 「  | 本山出張所  | 長岡郡本山町 | 」 |  |  |
| 「  | おおとよ支所 | 大豊町    | 」 |  |  |
| 「  | 大川出張所  | 土佐郡大川村 | 」 |  |  |

|       |        |     |   |  |  |
|-------|--------|-----|---|--|--|
| 「     | 春野支所   | 高知市 | 」 |  |  |
| に、    |        |     |   |  |  |
| 「     | 興津     | 」   |   |  |  |
| を     |        |     |   |  |  |
| 「     | 興津出張所  |     | 」 |  |  |
| に、    |        |     |   |  |  |
| 「     | 梶原     | 」   |   |  |  |
| を     |        |     |   |  |  |
| 「     | 梶原支所   |     | 」 |  |  |
| に、    |        |     |   |  |  |
| 「     | 三崎     | 」   |   |  |  |
| を     |        |     |   |  |  |
| 「     | 三崎出張所  |     | 」 |  |  |
| に、    |        |     |   |  |  |
| 「     | 大方     | 」   |   |  |  |
| を     |        |     |   |  |  |
| 「     | 大方支所   |     | 」 |  |  |
| に、    |        |     |   |  |  |
| 「     | 西土佐    | 」   |   |  |  |
| 「     | 三原出張所  |     | 」 |  |  |
| 「     | 大月支所   | 」   |   |  |  |
| を     |        |     |   |  |  |
| 「     | 西土佐出張所 |     | 」 |  |  |
| 「     | 三原     | 」   |   |  |  |
| 「     | 大月     | 」   |   |  |  |
| に改める。 |        |     |   |  |  |

**高知県告示第120号**

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中「」及び特別法人事業税を「）、特別法人事業税、軽自動車税の環境性能割及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。別表第2において同じ。））」に改める。

別表第2中「税務課の所掌に係る県税、地方法人特別税及び特別法人事業税を「税務課の所掌に係る県税、地方法人特別税、特別法人事業税、軽自動車税の環境性能割及び森林環境税」に改める。

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（佐川地区農業競争力強化農地整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年3月8日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所  
佐川町役場
- 4 その他  
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

-----  
**議 会 訓 令**  
-----

**高知県議会訓令第1号**

議会事務局

高知県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月8日

高知県議会議長 弘田 兼一

**高知県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令**

高知県議会事務局公文書管理規程（令和2年4月高知県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（6）電子決裁システム 文書情報システム又は第15条第2項第1号の規定に基づく方法（第16条第6号において「文書情報システム等」という。）により起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

（7）電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。  
第15条第1項中「用紙」を「電子的方式により送信し、又は用紙」に改める。

第16条第6号中「文書情報システム」を「文書情報システム等」に改める。

第19条第1項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第19条に次の1項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

第20条第2項中「、決裁者」を「決裁者」に、「起案用紙」を「、別記第1号様式による回議書又は起案用紙」に改める。

第23条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該当事者は、起案文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。ただし、公印の押印を要しない公文書（電子決裁を受けたものに限る。）については、当該当事者の押印又は署名を要しないものとする。

第32条の見出し中「発送済公文書」を「発送済公文書等」に改め、同条中「発送した」を「発送し、又は送信した」に、「発送年月日」を「発送年月日又は送信年月日」に改める。

別記第1号様式中「（第15条関係）」を「（第15条、第20条関係）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



第1号様式の2（第19条関係）

|                                    |  |      |                  |    |    |
|------------------------------------|--|------|------------------|----|----|
| 電子決裁完了票                            |  | 保存期間 | 保存期間満了日<br>年 月 日 |    |    |
| 保存期間満了時の措置                         |  | 施行注意 | 公文書記号番号<br>第 号   |    |    |
| 公報                                 |  |      | 公文書日付<br>年 月 日   |    |    |
| 必要・不要<br>登載日 年 月 日                 |  |      | 所属<br>電話         |    |    |
| 開示区分<br>開示・部分開示・非開示<br>部分開示・非開示の理由 |  |      | 起案者氏名            |    |    |
| 分類                                 |  |      | 決裁種別             |    |    |
|                                    |  |      | 起案日 年 月 日        |    |    |
|                                    |  |      | 処理期限 年 月 日       |    |    |
|                                    |  |      | 決裁日 年 月 日        |    |    |
| ファイル名                              |  |      | 浄書               | 校合 | 公印 |
|                                    |  |      | 発送種別             |    |    |
| 件名                                 |  |      |                  |    |    |
| 事案概要                               |  |      |                  |    |    |
| 添付ファイル                             |  |      |                  |    |    |
| 紙文書回付                              |  |      |                  |    |    |

《決裁履歴》

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 決裁順 | 職名・氏名 | 承認日 |
|     |       |     |
| 合議順 | 職名・氏名 | 同意日 |
|     |       |     |

《指示履歴》

|     |    |       |    |
|-----|----|-------|----|
| NO. | 日時 | 職名・氏名 | 内容 |
|     |    |       |    |
|     |    |       |    |

高知県

附 則

この訓令は、令和6年3月8日から施行する。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第1号

本 局  
各事業所  
各 病 院

高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月8日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局公文書管理規程（令和2年4月高知県公営企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

（6）電子決裁システム 文書情報システム又は第15条第2項第1号の協議に基づく方法（第16条第6号において「文書情報システム等」という。）により起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

（7）電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。  
第15条第1項中「別表において」を「以下」に、「用紙」を「電子的方式により送信し、又は用紙」に改める。

第16条第6号中「文書情報システム」を「文書情報システム等」に改める。

第19条第1項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第19条に次の1項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、知事訓令別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

第21条第2項中「、決裁者」を「決裁者」に、「起案用紙」を「、知事訓令別記第1号様式による回議書又は起案用紙」に改める。

第25条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該担当者は、起案文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。ただし、公印の押印を要しない公文書（電子決裁を受けたものに限る。）については、当該担当者の押印又は署名を要しないものとする。

第34条の見出し中「発送済公文書」を「発送済公文書等」に改め、同条中「発送した」を「発送し、又は送信した」に、「発送

年月日」を「発送年月日又は送信年月日」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和6年3月8日から施行する。

-----  
**監 査 委 員 訓 令**  
-----

**高知県監査委員訓令第1号**

監査委員事務局

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月8日

高知県代表監査委員 五百蔵 誠一

**高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令**

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程（令和2年4月高知県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。第2条に次の2号を加える。

(6) 電子決裁システム 文書情報システム又は第21条の規定によりその例によることとされる高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。）第15条第2項第1号に規定するところにより起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

(7) 電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。第10条第1項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第10条に次の1項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、第21条の規定によりその例によることとされる知事訓令別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

第12条第1項第5号中「高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。）」を「知事訓令」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和6年3月8日から施行する。

-----  
**内 水 面 漁 場 管 理  
委 員 会 指 示**  
-----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第104号**

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和6年3月8日に、次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

令和6年3月8日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

9月1日から翌年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産（以下「調査等」という。）を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、てながえび類に係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

**高知県内水面漁場管理委員会指示第105号**

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるにほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和6年3月8日に、次のとおり指示した。

令和6年3月8日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

（採捕の制限）

1 県内の内水面等において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。